

令和4年第4回

吉田町教育委員会

日 時 令和4年3月25日(金)
午後1時30分

会 場 吉田町役場 5階 会議室2

吉田町教育委員会

目 次

議案番号	件 名	ページ
第 6 号議案	吉田町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	1
第 7 号議案	吉田町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	3
第 8 号議案	吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	5
第 9 号議案	吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について	7
第 10号議案	吉田町社会教育委員の委嘱について	12
第 11号議案	吉田町公民館運営審議会委員の委嘱について	13

第 6 号議案

吉田町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

吉田町立小・中学校管理規則（平成14年吉田町教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

吉田町立小・中学校管理規則（平成14年吉田町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定により学校運営協議会を置く学校を除く。

第32条第3項中「有する者」を「有するもの」に改める。

第32条の次に次の1条を加える。

（学校運営協議会）

第32条の2 教育委員会が必要と認める学校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会を置くものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 7 号議案

吉田町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

吉田町教育委員会事務局組織規則（平成28年吉田町教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

吉田町教育委員会事務局組織規則(平成28年吉田町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表学校教育課教育振興部門の項第4号中「及び学習指導等」を「、学習指導等」に改め、同表生涯学習課社会教育部門の項第2号中「、運営」を「及び運営」に改め、同表生涯学習課スポーツ振興部門の項第1号及び第2号中「町民体育」を「スポーツ」に改め、第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) スポーツによる健康づくりの推進に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 8 号議案

吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 吉田町立学校施設の使用及び管理運営に関する規則（平成15年吉田町教育委員会規則第4号）様式第1号及び様式第3号
- (2) 吉田町児童・生徒の就学等に関する規則（平成18年吉田町教育委員会規則第5号）様式第8号、様式第11号及び様式第19号

第2条 吉田町教育振興事業に関する規則（平成20年吉田町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中「㊟」を削る。

様式第2号中

「校長 印」を「校長
（署名又は記名押印）」に改める。

様式第3号及び様式第9号中「㊟」を削る。

様式第11号及び様式第13号から様式第16号までの規定中「印」を削る。

様式第17号及び様式第18号中「㊟」を削る。

様式第19号中「印」を削る。

第3条 吉田町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成22年吉田町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第11号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 9 号議案

吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について

吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 25 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱

第1条 次に掲げる要綱の規定中「印」を削る。

- (1) 吉田町学校教育事業費補助金交付要綱（平成10年吉田町教育委員会要綱第3号）様式第1号及び様式第4号
- (2) 吉田町立学校教職員に対するインフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱（平成30年吉田町教育委員会要綱第7号）様式第1号
- (3) 吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（令和3年吉田町教育委員会要綱第3号）様式第1号及び様式第5号

第2条 吉田町教育委員会後援に関する事務取扱要綱（平成9年吉田町教育委員会要綱）の一部を次のように改正する。

様式1中「印」を削る。

様式3中「印」を削る。

第3条 吉田町ことばの教室設置要綱（平成16年吉田町教育委員会要綱第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第5号中「印」を削る。

第4条 吉田町奨学金貸与実施要綱（平成20年吉田町教育委員会要綱第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「事業主（雇主）名 印」を「事業主（雇主）名
（署名又は記名押印）」に改める。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

様式第6号中

「氏名 印」を「氏名
（署名又は記名押印）」に改め、

「1 訂正を行う場合は、必ず訂正印（医師の氏名に押印したものと
同じ印）を使用してください。

2 この診断書は、吉田町教育振興事業に係る奨学金の返還債務の免除申請を行うために使用するものです。

3 症状が固定し、又は回復の見込みのないものの番号にも○を付けて
ください。」を

「1 この診断書は、吉田町教育振興事業に係る奨学金の返還債務の免除申請を行うために使用するものです。」

2 症状が固定し、又は回復の見込みのないものの番号にも○を付けてください。

」に

改める。

第5条 吉田町子どもと親の相談員設置要綱（平成20年吉田町教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

月日	業務時間 (休憩時間)	時間数		本人印	校長印
		時間	分		
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)				

	うち(時 分～時 分)				
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分		
合計時間数	時間				

」を

月日	業務時間 (休憩時間)	時間数	
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～時 分)	時間	分

月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～ 時 分)	時間	分
月 日	時 分から 時 分まで うち(時 分～ 時 分)	時間	分
合計時間数	時間		

」に

改める。

第6条 吉田町立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱（令和元年吉田町教育委員会要綱第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「印」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 10 号議案

吉田町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により、下記の者を吉田町社会教育委員に委嘱したいから、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

記

住 所	島田市中河590番地
氏 名	織 田 澄 夫
生 年 月 日	昭和38年 4 月 3 日

第 11 号議案

吉田町公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条の規定により、下記の者を吉田町公民館運営審議会委員に委嘱したいから、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月25日提出

吉田町教育委員会
教育長 山田泰巳

記

住 所	島田市中河590番地
氏 名	織田 澄夫
生 年 月 日	昭和38年4月3日